

別添 4

生乳流通体制合理化推進事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成30年度畜産業振興事業に係る公募要領（平成30年1月12日付け29農畜機第5314号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は次のとおりとする。

1 生乳流通合理化体制整備

公募団体は、生乳受託販売事業者、生乳買取販売事業者、農業協同組合連合会、農業協同組合（都府県にあっては、都府県の区域を地区とする。ただし、2の（2）のイの事業の実施にあってはこの限りではない。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生乳生産者団体」という。）が、生乳流通コストの生産者負担の軽減及び緊急時の搾乳又は集送乳の継続を図るため、次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

- (1) 生乳生産者団体及び都道府県等の行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会の開催
- (2) 生乳流通合理化協議会の意見を踏まえ、集送乳方法の見直し、集送乳及び生乳検査体制のコスト低減方策、コスト削減目標等を定める生乳流通合理化計画（以下「生乳流通合理化計画」という。）及び緊急時の搾乳継続計画（以下「搾乳継続計画」という。）の策定

2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入

公募団体は、生乳生産者団体が、生乳流通合理化計画に基づく集送乳の合理化を図るため、（1）及び（2）のアの取組並びに搾乳継続計画に基づく緊急時の搾乳又は集送乳を継続するため、（2）のイの取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。ただし、平成30年梅雨前線豪雨等の被害により、市町村から畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）又は生乳流通体制合理化機械装置の被害を証明する書面の交付を受けた者（以下「被災経営体」という。）を借受者として（1）の事業を実施する場合にあっては、生乳流通合理化計画の策定を免除するものとする。

(1) 生乳流通体制合理化機器リース

第3の1に規定する生乳流通体制合理化機械装置を貸付者（生乳生産者団体が認めるリース会社をいう。以下同じ。）から導入する生乳流通合理化計画に定める借受者の貸付期間（第4の1の規定に基づき作成する事業実施要領に定める貸付期間をいう。以下同じ。）に支払う貸付料の軽減

(2) 生乳流通体制合理化機器等整備

ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステムの整備・改修

イ 非常用電源及び乳温記録管理システム（以下「非常用電源等」という。）の整備、生産者等への支給又は貸付

3 事業推進

公募団体は、1及び2の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び推進指導等を行うものとする。

第3 事業の要件

1 生乳流通体制合理化機器リース

(1) 第2の2の(1)の事業における貸付の対象となる生乳流通体制合理化機械装置の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

(2) 生乳流通体制合理化機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

(3) 生乳流通体制合理化機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

(4) 生乳流通体制合理化機械装置は、国又は機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものを対象としないものとする。

(5) 貯乳タンクの導入を行う場合は、当該貯乳施設内の全てのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減（複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。）に係るものに限る。

2 貯乳施設附帯機械装置等の補改修

(1) 第2の2の(2)のアの事業における補改修の対象となる貯乳施設附帯機械装置等は、生乳生産者団体が所有するものとし、直接、生乳の保管等に係るものに限る。

(2) 貯乳施設附帯機械装置等のうち、貯乳タンクの補改修を行う場合は、当該貯乳施設内の全てのタンクの貯乳量が100トン未満のものとし、その貯乳量の低減（複数の貯乳施設を統合する場合は、対象となる貯乳施設の貯乳量の合計の低減とする。）に係る補改修に限る。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体は、第2の1及び2の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も

同様とする。

2 生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の内容等

(1) 作成に係る留意点

ア 生乳流通合理化計画

生乳生産者団体のうち、生乳受託販売事業者又はその会員が、生乳流通合理化計画を策定する場合にあつては、「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」（平成27年10月16日付け27生畜第1115号農林水産省生産局長通知）に基づき、当該生乳受託販売事業者が策定した集送乳の合理化に係る推進計画との整合性を図るよう努めるものとする。

イ 搾乳継続計画

搾乳継続計画を策定する場合にあつては、搾乳及び集送乳の継続に係る取組等について策定するものとする。

(2) 都道府県知事への計画の提出

生乳生産者団体は、生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画を策定した場合には、当該計画の対象地域の属する都道府県知事にこれを提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、第2の2の(1)の事業において、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が生乳生産者の場合及び第2の2の(2)のイの事業において、非常用電源等を生乳生産者に支給又は貸付を行う場合には、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの提出を受ける等により、環境規範の遵守の状況を把握するとともに、当該生産者において環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう指導に努めるものとする。ただし、事業を実施する生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

4 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体は、第2の2の(1)の事業において、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が生乳生産者の場合及び第2の2の(2)のイの事業において、非常用電源等を生乳生産者に支給又は貸付を行う場合には、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き平成30年度において契約を締結していることを確認するものとする。

5 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うこ

とができるものとする。

6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成30年度とする。

第5 事業の推進指導等

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。
- 2 生乳生産者団体は、公募団体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。
- 3 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第6 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。ただし、次の1から3のいずれかを満たしている場合、又は平成32年度までに1又は2のいずれかを満たすと見込まれる場合は、別表2の事業の種類欄の2の事業のうち、補助対象経費欄の(1)及び(2)の事業について、補助率を2分の1以内とする。

- 1 事業の対象となる地域（生乳受託販売事業者及び生乳買取販売事業者（以下「生乳販売事業者」という。）にあつては当該生乳販売事業者が管轄する区域、都道府県にあつては都道府県の区域とする。以下同じ。）において、生産者から生乳販売事業者までの生乳販売が生乳販売事業者を含めて2団体以下により行われていること。
- 2 事業の対象となる地域において、この事業により合理化を図ろうとする業務に係る生産者負担額の単価が一律の額で定められていること。
- 3 被災経営体を対象として第2の2の(1)の事業を実施しようとする場合

第7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生乳生産者団体から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

また、生乳生産者団体は、当該事業実施計画に係る補助金交付申請書の写しを同団体に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）補助金変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 生乳生産者団体は、事業完了後遅滞なく、知事及び公募団体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。
- (2) 公募団体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日まで、別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

第8 運営状況等の報告

- 1 生乳生産者団体は、第2の2の事業において導入した生乳流通体制合理化機械装置及び生乳流通合理化機器等（取得価格が50万円未満のものを除く。）の運営状況及び集送乳等コストの生乳流通合理化計画に対する達成状況に関する報告書（以下「運営状況等報告書」という。）を作成し、整備した年度の翌年度から5年間、公募団体へ提出するものとする。
- 2 公募団体は、1の運営状況等報告書を取りまとめの上、毎年6月30日までに、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）運営状況等報告書を理事長に提出するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、機構に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの生乳生産者団体の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について必要に応じ、公募団体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表 1

生乳流通体制合理化機械装置	内容
タンクローリー（車台、タンク等）	生乳流通合理化計画において、集送乳の合理化等に資する機械装置として生乳生産者団体が定めるもの。
生乳冷却機器（バルククーラー等）	
生乳成分検査機器	
貯乳施設附帯機械装置（貯乳タンク等）	

別表 2

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 生乳流通合理化体制整備	生乳生産者団体が次に掲げる取組を実施するのに要する経費 （1）生乳生産者団体及び行政機関等を構成員とした生乳流通合理化協議会の開催	定額
	（2）生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の策定	定額
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入	（1）生乳生産者団体が、生乳流通体制合理化機械装置の借受者が貸付者に対し支払う貸付料の軽減を実施するのに要する経費	（生乳流通体制合理化機械装置価額－譲渡額）又は {生乳流通体制合理化機械装置価額×（貸付期間/法定耐用年数）}のいずれか低い額の1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内
	（2）貯乳施設附帯機械装置等の補改修及び乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修に要する経費	1/3以内 ただし、第6のただし書き以下の要件を満たす場合は1/2以内
	（3）非常用電源及び乳温記録管理システムの整備に要する経費	1/2以内
3 事業推進	事業の円滑な推進を図るための全国会議の開催、助言及び推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進
事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）を下記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施要綱別添4の第7の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 生乳流通合理化体制整備 (1)生乳流通合理化協議会の開催 (2)生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の策定				
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 (1)生乳流通体制合理化機器リース (2)生乳流通体制合理化機器等整備 ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修等 イ 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備				
3 事業推進				
合計				

(注) 事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を括弧書きで記載するとともに、委託先を備考欄に記載すること。

4 事業着手年月日及び完了予定年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施計画

1 生乳流通合理化体制整備

(1) 生乳流通合理化協議会の開催

(単位：円)

生乳生産者団体名	開催時期	内容	事業費	積算基礎	備考
計				—	—

(注) 内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること（開催予定案、議題、人数、参集範囲など）。

(2) 生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の策定

(単位：円)

生乳生産者団体名	内容	事業費	積算基礎	備考
計			—	—

(注) 内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること（コスト構造の分析・調査など）。

2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入

(1) 生乳流通体制合理化機器リース

別添のとおり

(2) 生乳流通体制合理化機器等整備
 ア 貯乳施設附帯機械装置等の補改修

(単位：円)

No.	生乳生産者団体名	地域名又は都道府県名	実施時期	取組内容	補改修する機械装置名	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												

(注1) 生乳生産者団体から提出された生乳流通合理化計画を添付すること。

(注2) 補改修の内容が分かる書類を添付すること。

(注3) 貯乳タンクの補改修の場合は、取組内容の欄に補改修前後の貯乳量を記載すること。

(注4) 補助率を2分の1以内に引き上げる場合は、要件を満たしていることが分かる書類を添付すること。

イ 乳代精算方法の効率化等を図るシステム整備・改修

(単位：円)

No.	生乳生産者団体名	地域名又は都道府県名	実施時期	取組内容	整備又は補改修	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												

(注1) 生乳生産者団体から提出された生乳流通合理化計画を添付すること。

(注2) システムの整備・改修の内容が分かる書類を添付すること。

(注3) 補助率を2分の1以内に引き上げる場合は、要件を満たしていることが分かる書類を添付すること。

ウ 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備

(単位：円)

No.	生乳生産者団体名	地域名又は 都道府県名	実施 時期	取組 内容	整備、支給 又は貸付	補助率	事業費	負担区分		積算基礎		
								補助金	その他	員数	単価	金額
合計												

(注1) 生乳生産者団体から提出された搾乳継続計画を添付すること。

(注2) 非常用電源及び乳温記録システムの整備等の内容が分かる書類を添付すること。

(注3) 生産者等に支給又は貸付を行う場合は、支給先又は貸付先の一覧を添付すること。

3 事業推進

(単位：円)

内容	事業費	積算基礎	備考
合計		—	—

(注) 内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。

別添

(1) 生乳流通体制合理化機器リース

(単位：円、円未満切り捨て)

No	生乳生産者団体名	地域名 又は 都道府 県名	借受者名	代表者 名	機械装置名	数量 (台) ①	機械装 置 価格 (税抜 き) ②	消費 税	譲渡 額 ③	貸付 期間 (月) ④	法定 耐用 年数 ⑤	事業費 ⑥ ①×(②- ③) 又は ①×②×④ / (⑤×12) のいずれか 低い額	補助 率 ⑦	補助金額 ⑥×⑦	貸付者名	所有 権の 移転
合計													-			

(注1) 生乳生産者団体から提出された生乳流通合理化計画を添付すること。

(注2) 生乳流体制合理化機器の内容が分かる書類を添付すること。

(注3) 補助率を2分の1以内に引き上げる場合は、要件を満たしていることが分かる書類を添付すること。

別紙様式第2号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施要綱別添4の第7の2の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第1号の補助金交付申請書の記の様式に準じるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類の変更については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別紙様式第3号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施要綱別添4の第7の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

(単位：円、%)

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	平成 年 月 日まで 予定出来 高 (④+⑤) /②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 口座種類 ○○預金
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第4号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施要綱別添4の第7の4の（2）の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実績書」のとおり

別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。ただし、計画と実績が比較できるように二段書きにし、上段に計画額を括弧書きで記載し、下段に実績を記載すること。

3 事業に係る精算額

(単位:円)

区分	交付決定		事業実績			既概算払 受領額 ②	差引 精算払 請求額 ①-②	備考
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金 ①	その他			
1 生乳流通合理化体制整備 (1) 生乳流通合理化協議会の開催 (2) 生乳流通合理化計画及び搾乳継続計画の策定								
2 生乳流通体制合理化機械装置等の導入 (1) 生乳流通体制合理化機器リース (2) 生乳流通体制合理化機器等整備 ア 貯乳施設附帯機械装置等の補修等 イ 非常用電源及び乳温記録管理システムの整備								
3 事業推進								
合計								

4 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
(2) 口座種類 ○○預金
(3) 口座番号
(4) 口座名義

別紙様式第5号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）運営状況等報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度における酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）について、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施要綱別添4の第8の2の規定に基づき、その運営状況等について下記のとおり報告します。

記

- (注1) 導入した生乳流通関係機械装置及び貯乳施設付帯機械装置等の生乳流通合理化計画に示す指標と実績が把握できる内容を、生乳生産者団体ごとに記入すること。
- (注2) 生乳生産者団体から提出のあった酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）運営状況等報告書を添付すること。

別紙様式第6号

平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）補助金について、酪農経営支援総合対策事業（生乳流通体制合理化推進事業）実施要綱別添4の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額(平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料